平成２９年（フ）第９８４号
名古屋市中川区外新町２丁目20番地　さくらハイツ六番町105号室、申立時の住所名古屋市中川区昭和橋通１丁目12番地　ＧＡＺＡＨｉｌｌｓ’18　201号
債務者　高岸　吉秋
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池谷　　昇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月29日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７８３号
横浜市港北区新吉田東３丁目９番２号　Ｂ－102
債務者　羽賀　　誠
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　狩倉　博之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３号
山形県新庄市金沢1067番地の20　新庄アパート５
債務者　皆川　英明
1　決定年月日時　平成29年８月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石垣　肇之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２９年（フ）第４４号
三重県志摩市阿児町甲賀2347番地
債務者　平賀　大司
1　決定年月日時　平成29年８月21日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱田　秀也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第１８号
長野県松本市寿中２丁目18番５号
債務者　中嶌　和也
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙松寿美枝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
長野地方裁判所松本支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２０１号
奈良市尼辻中町２番18―101号
債務者　玉浦　純江
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２１５号
奈良県生駒郡斑鳩町服部１丁目４番17―206号
債務者　友利　勝夫
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２１９号
奈良県大和郡山市九条町231番地１　プレステ参番館105号
債務者　坂口みどり
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２２４号
奈良市東九条町565番地の12
債務者　竹村　文男
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第５２８号
広島市佐伯区湯来町大字菅沢446番地４
債務者　田村　勇太
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５５０号
広島市西区己斐上２丁目71番20―202号
債務者　末弘　英行
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５６７号
広島市中区橋本町３番23―402号
債務者　岩田　和美
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３３号
北海道根室市明治町２丁目16番地１　であえ～る明治団地２号棟309号室
債務者　西村　琢矢
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２９年（フ）第９３号
青森県八戸市柏崎１丁目６番40号　コーポ文香Ｉ－２号室
債務者　内澤　憲一
1　決定年月日時　平成29年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第９５号
青森県八戸市高州２丁目１番21号、前住所青森県八戸市高州２丁目１番19号　レジデンス第２高市Ａ202号室
債務者　土屋由貴子
1　決定年月日時　平成29年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係